

日時：平成25年11月27日（水）13時

場所：三番町共用会議所 2階大会議室

水産政策審議会第63回資源管理分科会 議 事 録

水 産 庁

水産政策審議会第63回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成25年11月27日（水）13時00分

閉会 平成25年11月27日（水）15時14分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	亀岡 洋一	川崎 一好	鈴木 徳穂	鈴木 敬幸
	長瀬 一己	三木奈都子	山川 卓	山下 東子
特別委員	大久保照享	加澤喜一郎	川越 一男	佐矢 隆
	高橋 健二	千葉 康則	長元 信男	野村 義也
	濱田 武士	本間 新吉	谷地源士郎	横内 武久

3 水産庁側出席者

香川増殖推進部長	熊谷管理課長	加藤資源管理推進室長
内海漁業調整課長	中津漁場資源課長	生田増殖推進部参事官

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開 会	1
2	議 事	
	(諮問事項)	
	諮問第234号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定 に基づく基本計画の検討等について	1
	(審議事項)	
	資源管理指針の一部改正について	2 1
	(報告事項)	
	①指定漁業の許可及び起業の認可の状況について	2 9
	②漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について	3 0
	(その他)	3 2
3	閉 会	3 2

○管理課長 それでは、予定の時刻が参りましたので、ただいまから第63回資源管理分科会を開催させていただきます。

私、管理課長の熊谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本会議場のマイクの使用方法について御説明いたします。ご覧のように、テーブルの各席にはマイクが設定されております。御発言される際には、マイク根元付近にあります緑のボタンを押していただきます。赤いランプがつきましたら御発言をお願いいたします。また、発言が終わりましたら再度ボタンを押してマイクを消していただくということでもよろしくお願いいたします。なお、マイクが遠い場合には、事務局の方からマイクを持って参りますので、そちらの方で発言をよろしくお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中8名が出席されており、定足数を満たしております。本日の資源管理分科会は成立しております。

では、次に配付資料につきまして御確認させてください。資料一覧がございますが、まず資料1、委員会の名簿でございます。資料2、諮問文でございます。別紙が新旧対照表でございます。それから順番に、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料2-5、資料2-6、資料2-7、資料2-8-1、資料2-8-2、資料2-8-3とございます。最後に資料2-9、資料2-10、その後に、参考資料としてTACの期中改定の基本ルールが書かれております。それから、資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料4、資料5と続きます。

漏れがございましたら、よろしくお願いいたします。また、会議の途中でも、何かございましたら事務局の方に申しつけていただければと思います。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、お忙しいところお集まりくださいます、ありがとうございます。本日は資料がたくさんあります。議題が結構たくさんあるということですので、要領よく進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では座って、早速議事に入らせていただきたいと思います。

本日は諮問事項が1件、審議事項が1件、報告事項が2件でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項に入ります。「諮問第234号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。なお、本件諮問事項につきましては、その内容が25年漁期のTACの期中改定と、それから26年漁期TACの設定及び26年TAEの設定の3つに大きく

分かれております。また、継続検討となっております TAC 対象魚種に関する報告も合わせてあるということでございます。従いまして、案件ごとに事務局から御説明を受けまして、委員の皆様には御意見をいただきたいと思っております。

それではまず、25 年漁期 TAC の期中改定から御説明よろしくお願いたします。

○管理課長 まず、諮問文につきまして朗読させていただきます。資料 2 でございます。

25 水管第 1735 号
平成 25 年 11 月 27 日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第 234 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 24 年 11 月 8 日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

資料 2 の別紙がございます。厚い資料でございますが、これが基本計画の改正案でございます。この基本計画については、この後、説明します TAC の数量等が記載されておりますが、具体的な内容につきましては、それぞれの資料を用いて説明したいと思います。なお、別紙につきましては、事前に送付したものと、本日、お手元に配付したものでは、文言とか表現に若干の技術的な変更がありますが、本質的な内容には変更がございません。

それではまず、資料 2-1 をご覧いただきたいと思っております。本日の諮問に係るところを黄色くマークしております。そのうち、まず 25 年漁期におけるスケトウダラ太平洋系群及びマアジの TAC の期中改定及び追加配分につきまして御説明いたします。

まず、資料 2-3 をご覧いただきたいと思っております。カラーで書いてあるものでございます。スケトウダラの太平洋系群につきましては、8 月のこの分科会でも御議論いただいた

マイワシの対馬系群と同様に、水産総合研究センターが行った資源の再評価結果において、ABCが増加したことによりTACを改定するものです。今漁期の当初のTACの設定の前提となったABCが、資料の中で黄色で示されております。16万6,000トンとなっております。そして、その右に資源の再評価結果、緑のところがございますが、18万トンとなっております。よって、今期の期中改定におきましては、この再評価後のABCと同じ18万トンにTACを変更したいということがございます。

あわせて、TACの先行利用につきまして御説明したいと思います。資料2-4をご覧ください。10月30日に、北海道庁よりスケトウダラ太平洋系群の先行利用について要望がございました。このTACの先行利用は、魚群の来遊状況に応じた柔軟な操業が可能となるように、次の漁期の漁獲枠を前倒しで利用し、その利用実績に応じて次の漁期の漁獲枠を削減するというTACの管理方式で、スケトウダラ太平洋系群のみを対象に、平成22年漁期から、以降毎年実施されております。北海道庁としては、先行利用枠を活用しつつ、沿岸漁業におけるTAC管理の調整を円滑に進めるために、今回の要望を行うとしたものがございます。先行利用枠を設定したことによって、大幅に漁獲が増大しないように慎重に対応したいとしております。

先行利用を実施する上の前提条件は、資料の1に記載のとおりでございます。自主的な漁獲努力量削減を実施した上で、10月の1日当たりの採捕量がおおむね500トンを超えること、それから11月以降の採捕見込量が概ね9,000トンを超えること、こういった条件となっております。

今漁期の状況につきましては、2つ目のナカポツにございますように、それぞれ今ほど説明したような前提条件を満たしているというところでございます。

また、3の先行利用を実施した場合の資源への影響でございますが、独立行政法人水産総合研究センターによりまして、シミュレーションを行っております。これによれば、先行利用として1万トンを利用した場合の影響は、限定的なものとされております。

このような状況を踏まえまして、4にございますように、従前と同様の条件、すなわち②にございますような先行利用により使用した分については、次年度のTACから削減する。ただし、削減分は5,000トンを上限として、残余分は次々年に削減する。③としまして、TAC量から②の削減が実施されている間につきましては、新たな先行利用は行わないことにし、こういった条件のもとで、北海道に対して1万トンを追加配分したいと考えております。

戻りますが、資料2-2をご覧ください。横の表でございます。

3ページ目を開いていただきたいと思っております。全国の地図が書かれている資料でございますが、右下の方に太平洋海域と記載してございますが、今ほどの期中改定と先行利用を含めまして、太平洋の大臣管理漁業は10万1,000トンから10万6,000トンに、北海道知事管理分は、6万8,000トンから8万2,000トンとなり、この海域の全体のTACは17万1,000トンから19万トンに変更したいと考えております。

1枚目をご覧ください。結果としまして、スケトウダラにつきましては、全体量としまして25万6,000トンから27万5,000トンに、そしてこのうち大臣管理分につきましては、15万9,600トンから16万4,600トンになります。

また、2ページ目でございますが、北海道への配分につきましては、9万3,900トンから10万7,900トンにそれぞれなります。

25年漁期のスケトウダラ太平洋系群のTACの期中改定及び追加配分につきましては、以上でございます。

続きまして、25年漁期のマアジのTAC期中改定について御説明いたします。期中改定につきましては、先ほどの資源の再評価に基づくもののほかに、漁場の形成に応じた配分の調整に伴うTACの改定ということがございます。都道府県に対して、TACの配分につきましては、過去の漁獲実績に応じて行われておりますが、浮魚を対象とする都道府県知事管理漁業については、操業区域が地先に限られているということもありまして、漁場形成によっては漁獲が大きく変動するということから、実際の漁獲状況、魚群の来遊状況に応じて追加配分を行うという仕組みを設けております。

資料2-2の4ページ目を開いていただきたいと思います。本年、島根県におきましては、中型まき網によりますマアジの漁獲が極めて好調でございます。これまでの漁獲状況、さらには直近3カ年の漁獲実績を踏まえた今後の漁獲量を推計いたしますと、最終的にございますように、4万3,600トン、約4万4,000トンほどになります。このことから、島根県のマアジの当初配分が3万4,000トンであったことから、島根県に対しまして、1万トンを追加配分し、4万4,000トンとし、全体のTACを20万4,000トンから21万4,000トンに期中改定するものです。なお、同じページの下の方でございますが、これまでの漁獲実績につきましては、大臣管理漁業及び都道府県知事管理業をあわせまして、約11万トン程度でございます。今回、島根県に1万トンを追加配分し、これが全て漁獲されるということも含めまして、年末までの漁獲量を見込みましても、当初TACの20万4,000トンの枠内におさまると考えております。したがって、資源上の問題は特にないと判断しております。

以上で、25年漁期のマアジのTAC期中改定につきまして、御説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、魚種がスケトウダラとマアジの2つの内容がございますので、魚種別の一つ一つ順番に御審議いただければと思います。

まず、スケトウダラにつきまして、何か御質問、御意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

高橋委員。

○高橋特別委員 この提案については問題ないと思うのですが、1点、資料2-3の中期的管理方針の中の日本海北部系群についてお伺いをしたいのですが、ここに記載をされて

いるとおり、資源管理を行うということと合わせて、この資源管理計画に基づく取組の推進を図るということで、どのような形で管理を行っていくのか。また合わせて、どのような形の取組を推進をしていくのか、具体的にもし考えがあるのであれば教えていただければありがたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の加藤です。よろしく願いいたします。

日本海北部系群につきましては、資源状況が大変厳しいということで、それぞれ沖合底びき網漁業、沿岸漁業ともに、できるだけ漁獲圧を下げる取組を現在しております。このことにつきましては、今後ともかなり資源状況が厳しい中、関係漁業者の方々と漁獲圧をできるだけ下げることができないか検討を継続してまいりたいと思っております。

具体的には、例えば沿岸漁業で申しますと、はえ縄の場合であれば、そのはえ縄の漁具の長さ、規模をこれまでよりも削減しているというような取組を行っております。

以上です。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに、スケトウダラにつきまして御意見、御質問等ありましたら、よろしいでしょうか。

では続きまして、マアジにつきまして御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは、特に御意見がなければ、25年漁期 TAC の期中改定につきましては原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは次に、平成 26 年漁期 TAC の設定の説明をよろしく願いいたします。先ほど申しましたとおり、マアジ、マイワシ、スルメイカの TAC 設定についてですが、関連して来年予定しておりますスルメイカの管理期間の変更ということがございますので、それについてもあわせて説明をいただきます。よろしく願いいたします。

○管理課長 それでは、明年 1 月から管理期間が始まります魚種についての TAC の設定、配分について御説明申し上げます。

今回は、資源評価結果の公表後初めての資源管理分科会でございます。具体的な数量等につきまして御説明する前に、まず個々の特定海洋生物の資源の動向につきまして、漁場資源課長から御説明を申し上げたいと思います。

○漁場資源課長 漁場資源課長の中津でございます。よろしく願いいたします。

お手元の資料 2—10 をよろしく願いいたします。平成 25 年度の我が国周辺水域主要魚種の資源評価結果でございます。これにつきましては、本年 10 月末にまとめたばかりで

ございまして、本日、TAC 対象魚種が載っております、一番最後に TAE の対象魚種がございすけれども、きょうは時間の制限もございすので、本日はこれから検討いたしますマアジ、マイワシ、スルメイカにつきまして御説明いたしまして、最近のトピックとしまして、マサバ太平洋系群について御紹介をいたしたいと思っております。

まず、マアジについてでございますが、11 ページをお願いいたします。マアジの太平洋系群と対馬暖流系群に分けて評価をしております。

まず、マアジの太平洋系群でございますが、資源水準は、昨年の中位から下がりました、低位になっております。動向は減少傾向と判断しております。2012 年度の親魚量は、Blimit を下回っております、漁獲圧を現状よりも抑制することが望まれております。ということで、ABC を 1 万 7,800 トンから 1 万 8,200 トンと算定をしております。

次に、対馬暖流系群、13 ページをお願いします。対馬暖流系群につきましては、資源水流は中位、資源動向は増加傾向と判断しております。2012 年の親魚量は、Blimit を上回っておりますが、0 歳、1 歳の漁獲が多くなっておりまして、0 歳魚の漁獲圧を減少させることが望ましいと考えております。我が国水域での ABC を 15 万 8,000 から 20 万 8,000 トンと算定しております。

次に、マイワシでございます。15 ページをお願いいたします。太平洋系群と対馬暖流系群に分けて評価を行っております。マイワシにつきましては、御承知のように十数年単位で大きく変動する資源でございます。

まず、太平洋系群であります、資源水準は中位、資源動向は増加傾向と判断しております。近年、資源は極めて低水準にございましたが、2012 年の親魚量は Blimit を上回っております。ただし、加入量の年変動が大きく、将来予測における不確実性は高いものと考えております。2008 年級群の加入は良好でありまして、2010 年にも卓越年級群が発生しております。春に実施した黒潮から親潮への移行域の幼稚魚調査では、2012 年級群が親となって親魚量が増えたために、2012 年、2013 年は比較的高い加入量となっております。これが 17 ページあたりに書いてあります。ABC を 22 万 3,000 トンから 31 万トンと算定をしています。

次に、18 ページをお願いいたします。対馬暖流系群は、資源水準は、昨年の低位から中位に回復いたしました。また、資源動向は増加傾向と判断しています。2012 年の漁獲量が 3 万トンを超えるなど、回復の兆しはうかがえますけれども、その水準は以前に比べまして、まだ低い水準でございます。ABC を 7 万 4,000 から 11 万 9,000 トンと算定をしております。

次に、ページが飛びまして 29 ページになります。スルメイカにつきましては、産卵時期や分布の違いによりまして、秋季発生群と冬季発生群に分けて評価をしております。この魚種も、海洋環境によって資源変動が大きい魚種でございます、現状は公的な環境下でございますが、これは海域環境が変わりますと、資源にも影響を与えるということで、注視をする必要がある資源でございます。

まず、冬季発生系群でございます。資源水準は中位、資源動向は減少傾向と判断しております。次の30ページに書いてありますけれども、我が国の周辺水域でのABCを10万9,000トンから12万2,000トンと算定しております。

次に31ページ、スルメイカの秋季発生系群でございます。こちらにつきましては、資源水準は高位、資源動向は減少傾向と判断しております。32ページですが、我が国周辺水域でのABCを6万トンから11万2,000トンと算定しております。

先ほど、トピックと申し上げましたが、20ページをお願いいたします。今回、新しい動きとして御紹介いたしたいのが、マサバの太平洋系群でございます。マサバにつきましても、太平洋に分布する太平洋系群、また日本海、東シナ海に分布する対馬暖流系群に分けて評価しております。マサバの太平洋系群でございますが、資源水準は昨年の低位から中位に回復いたしました。資源動向は増加でございます。2004年級群、2007年級群及び2009年級群の加入が良好であり、資源量は最低水準を脱しております。2007年、2009年、2010年級群は、2004年級群の半分程度でございますけれども、高い加入水準でございます。

マサバについては、経産魚、何回も卵を産んでいる大きな魚でございますが、初産親魚、初めて卵を産む魚よりも早く産卵し、卵質がいいということ、経産親魚が多いと加入が良くなる傾向があることがわかっておりまして、本年春に実施しました、黒潮から親潮への移行域の幼稚魚の調査結果から、本年は比較的サイズが大きく、かつ現存量が比較的多いということから、2013年の加入はよい見通しでございます。マイワシ太平洋系群同様、環境条件が特によかったわけではございません。これまでの資源管理計画によりまして、漁獲圧を削減するとともに、小型個体を取り控えてきておりまして、漁業関係者のこうした御努力によりまして、卓越しました2009年級群は多数残りまして、これが経産親魚となるなど親魚が増え、かつ年齢構成に厚みが出たことで、2013年のよい加入につながりそうな状況となっております。ABCは41万から56万4,000トンと算定しております。

説明は、以上でございます。

○管理課長 それでは、26年漁期のTACの説明に入らせていただきます。

資料2-5をご覧ください。「26年漁獲可能量設定のポイント」でございます。26年漁期TACの設定に当たっては、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の規定に則りまして、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に定める理念、方法等に基づくとともに、特に以下の4点により行うこととしたいと思っております。

1点目でございます。TACの設定については、漁業の経営事情を勘案しつつ、ABCを可能な限り超えることのないようにする。

2点目でございます。TACを設定する時期については、直近の資源動向等を踏まえて設定することとし、各魚種ごとにTACの管理期間が開始される直前にそれぞれ設定する。なお、スルメイカにつきましては、直近の資源評価の結果及び漁業実態をより適切に反映させるために、管理期間を4月～3月に変更する予定でございます。これは、後ほどまた詳しく説明いたします。

3 点目でございます。資源の将来予測等には精度の限界があることを踏まえまして、新たな資源評価結果や浮魚資源の漁場形成状況、こういったものを踏まえまして、期中改定を行います。

4 点目でございます。主たる生息域が外国にある資源については、来遊状況が良好な場合に対応できる数量とし、近年の最大漁獲量をベースに設定するというところでございます。

これらの考え方は、基本的に 25 年漁期と同様でございます。

まず、マアジについて御説明したいと思えます。資料 2-7 をご覧いただきたいと思えます。

1 ページ目をご覧ください。マアジにつきましては、中期的管理方針において、太平洋系群については資源水準の維持を基本方向として管理を行うものとする。対馬暖流系群については、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国と協調した管理に向けて取組つつ、資源の維持、もしくは増大をすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする、このように記載されております。

ABClimit は、下段の表にございますように、複数算定されておりますが、このうち太平洋系群は②の親魚量の増大、対馬暖流系群は③の親魚量の維持というシナリオをそれぞれ採用し、太平洋系群は 1 万 8,200 トン、そして対馬暖流系群は我が国 200 海里内の数量として、括弧内にございますが、20 万 8,000 トンです。合計で ABC は 22 万 6,200 トンとなります。これをベースとしまして、TAC は ABC と同量の 22 万 6,200 トンとしたいと考えております。

戻りますが、資料 2-6 でございます。漁獲可能量の配分につきましては、大臣管理漁業分としまして、8 万 7,000 トンでございます。そして、2 ページ目に都道府県知事管理漁業分がそれぞれ記載した数字でございます。

次に、マイワシについて御説明したいと思えます。資料 2-7 の 2 枚目をご覧ください。マイワシにつきましても、中期的管理方針が示されております。太平洋系群については、資源水準の維持もしくは増大を基本とし、漁獲動向に注意しつつ管理を行うものとする。対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国、中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国と協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持、もしくは増大することを基本に、我が国水域への来遊の年変動も配慮しながら管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとするとしてされております。この方針に即しまして、ABC としましては、下段にございますが、幾つかのシナリオのうち、太平洋系群及び対馬暖流系群ともに②の親魚量の維持というシナリオを採用しまして、太平洋系群は 31 万トン、対馬暖流系群は 11 万 9,000 トンとし、合計は 42 万 9,000 トンとなります。TAC は、ABC と等量の 42 万 9,000 トンとなります。

資料 2-6 に戻っていただきたいと思います。配分についてでございますが、大臣管理漁業としましては、大中型まき網に 22 万 5,000 トンということになっております。また、都道府県の知事管理漁業分につきましては、2 枚目の表でございます数字のとおりでございます。

続きまして、スルメイカについて御説明申し上げます。2-7 の 3 ページ目をご覧ください。スルメイカは中期的管理方針におきまして、高、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅に減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。資源水準の変動に際しては、関係漁業者の経営への影響が大きくなりすぎないように配慮を行うものとするとしております。この方針に即した ABClimit でございますが、下の方でございます。冬季発生及び秋季発生両系群とも、②にございます親魚量の維持というシナリオを採用し、冬季発生系群は 12 万 2,000 トン、そして秋季発生系群は、同じく括弧内の 200 海里内の数量でございますが、11 万 2,000 トンとなります。合計で 23 万 4,000 トンとなりまして、これをベースとしまして、TAC は ABC と等量の 23 万 4,000 トンとしたいと考えております。

漁獲可能量の配分につきましては、資料 2-6 をご覧ください。1 ページ目でございます。これは、関係業界間の確認、合意事項に基づきまして、このように配分しております。沖合底びき網、3 万 6,200 トン、大中型まき網、1 万 1,200 トン、いか釣り漁業、4 万 6,400 トン、小型するめいか釣り漁業、6 万 3,900 トン、以上でございます。

なお、知事管理業分につきましては、2 ページ目でございますが、全て若干という配分になります。

以上、長くなりましたが、26 年漁期 TAC の設定及び配分についての考え方を説明させていただきました。なお、今回の TAC 案につきましては、10 月 11 日に、TAC 設定に関する意見交換会を公開で行ったほか、基本計画案については、パブリックコメントによる意見募集を行いました。意見交換会におきましては、特にスルメイカに関しまして、外国による漁獲の問題、それから都道府県の配分と定置網による漁獲の問題、それから経営の配慮等の意見が出されたところでございます。他方、パブリックコメントにおいては、直接 TAC の設定に関する意見等はございませんでした。

以上で、26 年 1 月から管理期間の始まります魚種の TAC についての説明を終了いたしますが、26 年 TAC のポイントで触れましたスルメイカの管理期間の変更の予定につきまして、あわせて御説明をさせていただきたいと思います。戻りますが、資料 2-5 でございます。2 ページ目の別紙をご覧ください。現在、スルメイカの TAC につきましては、1 月から 12 月という暦年で管理をしております。

しかしながら、3 (1) にございますように、冬季発生系群が 6 月から年をまたいで翌年の 3 月まで漁獲されております。現在、本系群の ABC は、漁期年をベースに、4~3 月で計算しているものをベースに算定しております。それを暦年に再修正して算定している

ということでございます。今後、管理期間を4月から翌年の3月に変更することによりまして、資源評価の結果をそのままTACに反映することが可能になると考えております。

また、3(2)に示してございますように、冬季発生系群の漁獲につきましては、近年1月～3月の割合が若干増えてきております。管理期間の変更によりまして、より漁業実態に合わせたTAC管理が行えると考えております。先ほど説明したとおり、今回の資源管理分科会では、26年1月～12月のTACを暫定的に設定させていただきますが、来年2月に予定されます資源管理分科会におきまして、管理期間を4月～翌年3月に変更するとともに、管理期間変更後のTAC数量の設定について御議論いただきたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきたいと思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、まず始めに中津漁場資源課長から御紹介のありました資源評価全般について、何か御質問等ありましたらよろしくお願いたします。

よろしいですか。

それでは続きまして、26年漁期TACの議論に移りますけれども、マアジ、マイワシ、スルメイカにつきましては、引き続き資源評価の観点も含めて御議論いただければと思います。本件は、これら3種の26年TACの設定と、それからスルメイカの管理期間の変更の2つの内容がございますので、順番に御審議いただければと思います。

まず、マアジ、マイワシ、スルメイカの3魚種につきまして、26年漁期TACの設定について、何か御質問、御意見等ありましたらよろしくお願いたします。

はい、谷地委員。

○谷地特別委員 全いかの谷地です。

意見を述べる前に、1つお願いがあります。この会議で話し合ったことが新聞等に実名で載っていることがありますので、その点について御配慮願えれば助かります。

○管理課長 事務局からお答えいたします。この会議につきましては、基本的に公開で行うということになっております。したがって、報道につきましては、私どもとしましては、その辺につきまして特にコメントすることは差し控えさせていただきますが、本日も関係新聞記者の方々がおられますけれども、今、御意見があったことについて、御配慮いただければと思っております。

以上でございます。

○谷地特別委員 よろしくお願いたします。

では、意見を述べさせていただきます。まず、スルメイカの26年度のTACの数量ですが、3割強の減になっておりますけれども、これに対して納得がいきません。まず結論的に言えばそういうことです。水温が高くて、スルメの漁場が北へ行つて、北海道の方に形成する傾向が近年続いています。北海道で釣りをやろうとすると、昼イカはだめだ、パラシュートはだめだ、沿岸から何マイル離れろとか、なかなか思うように漁獲はできません。それが1つ。

それから、地球的規模の異常気象によって、時化が多すぎるのです。だから、操業が激減している。だから、漁獲が上がらないということなのです。それで動向が減少ということになれば、これはちょっと違うのではないかなと。そして、スルメというのは、前にも言いましたとおり、1年魚でありますので、いつかどこかで死ぬのです。すると、噴火湾、それから羅臼で死ぬとよく言われています。最終的には、建て網に入るのです。我々が獲りたくても獲れないで指をくわえているスルメが、最終的には北海道の建て網に入る。それが若干というので管理されている。我々のTACの数量を減らさせて、若干という抜け道をつくっているのは、これはスルメのTACの意味がないのではないかと思います。

以上の理由で、3割減というのはちょっと厳しいのではないかと思います。

○山川分科会長 では、資源管理推進室長、よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 今回のすめのABC3割減ということでございますけれども、これも先ほど資源課長から御説明申し上げましたとおり、これまでと同様の調査の結果、ABCということで出ております。その関係で、先ほどTAC設定の基本的考え方として、ABCにできるだけ合うTACを設定するという方針で今回も案として設定をさせていただきました。先ほど御説明しましたように、今回より資源評価の精度を上げるという観点からも、スルメイカの管理期間をできれば次の審議会で今の1～12月から4～3月に改定をさせていただきたいと思っております。それに伴いまして、研究機関の方には、資源評価に基づきます再計算をさせていただきたいと思っております。今申し上げたいのは、一応ABCに基づきまして設定した値をまずは尊重したいということと、より資源評価の精度を上げる努力を今後していきたいということでございます。

それから、もう1つ御質問がありました、定置漁業に対して若干量での管理の問題で、これは、以前意見交換会のときにも頂戴した意見でございます。現在、スルメイカのTACにつきまして、これまでの過去3年間程度の漁獲実績を基準にして、大臣管理分と知事管理分に配分をしております。今回、平成26年漁期におけるTACにつきましても、同様の配分をしております。若干時間をいただいて詳しく説明させていただきます。もともと過去3年間の平均漁獲実績は、100トン以上の20道県に対して若干で配分しております。資料2-6の2ページ目には、スルメイカ全て若干ということになっておりますが、この若干として配分されている道県につきましては、過去の平均漁獲実績が100トンの20道県です。その中で、漁獲の過半は定置網によるものが11県、平均配分量よりも少ないところが9県ということになっております。現在、若干として配分を受けている都道府県につきましては、現状よりも漁獲努力量を増やさないようという管理が求められているわけでございます。ただ、定置網による漁獲管理が非常に難しいということから、100トン以上で定置の漁獲が過半を占めるという部分については、これまで若干ということになっております。ただ一方で、先ほど申し上げました知事管理分全体の漁獲実績につきましては、知事管理分の総量、要するに、TAC全体量から大臣管理量を差し引いた残りの部分、この数量の範囲内には現在おさまっております。総トータルのTACから大臣管理分のTACを引きまして、

残りの部分がおおむね知事管理分です。現在の知事管理分で漁獲されているスルメイカの総量はそれを超えていないという状況ですので、現在は資源上特段問題はないと我々は考えております。ただ一方で、当分科会で、前回当方の次長からもお話をさせていただきましたけれども、資源管理につきましては、関係する全ての漁業者と言いますか、漁業関係者が取り組むことが重要だと考えております。

今後、定置を含め、若干で管理されております漁業につきましては、その実態とか、数量管理に十分注意をしながら、トータルとしてTAC管理ができるように対応したいと思っております。

それから、定置漁業につきまして、先般いろいろ御指摘ございましたので、我々もかなり量の多い漁獲のある定置の地区に行ってまいりました。その際のお伺いした結果ですけれども、定置網漁業につきましても、1回の水揚げ量を箱数で規制をしているという状況もございますので、御紹介をさせていただきます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。谷地委員、いかがでしょうか。

○谷地特別委員 納得しろと言っても納得できないから言っているのもあって、ただ、4月～3月というのはいい考えだと私は思います。ここで3割は嫌だ、1割にしてくれ、と言っても変わるかどうかかわからないけれども、これはきっと変わらないのでしょうか。変わらないのであれば、この文章にもあるのだけれども、期中ですぐ変更できるということでしょう。

○管理課長 期中改定が行われるかどうかというのは、資源評価の結果等がどうなるかということと、それからまた関係漁業者との調整を踏まえた上で行うということでございますので、資源評価結果が変わったことイコールということではございませんので、その点御理解ください。資源評価結果が変わったからといって、必ず期中改定を行うということではございません。自動的に行うわけではなく、関係漁業者との調整を踏まえた上で、必要があれば行うということでございます。

○谷地特別委員 必要があったらやるということなのでしょう。それこそ爆発的に、このマイワシではないけれども、スルメがどんどん獲れてきたとなれば、みんな集まって相談して増やすという解釈でいいのでしょうか。

○管理課長 その時点での漁獲状況、それから関係者の意見を十分に聞いた上で相談させていただきたいと考えています。

○山川分科会長 では、そういうことでまた。

○鈴木徳穂委員 ちょっと関連して、お話ししたいと思えます。

私はまき網なのですが、今年に限っては、今、異常気象における水温の変化と言われましたが、例年だと9月、10月ごろ、もうこのイカも獲っているのですけれども、八戸沖あたりでは、今年は23～24度の水温だったというのです。イカはそれでは生きていられないということで、200メートルから300メートル下ぐらいの18～19度ぐらいのところにはイ

カはいるけれども、イカは獲れないと、それが現場の声でした。そういうことからして、獲れないから、即ち、資源量が少ないのかなという現場の純粋な疑問があるわけです。ですから、ABC に関しては、先ほどより精度の高いということもありましたけれども、いろいろな意味で、現場ではそういうことで資源が減っているわけではないけれども、異常水温のためだということが大きな原因だということも理解していただきたいと思います。

それから TAC に関して、先ほどにも話が出ましたけれども、第 1 に漁業経営事情を勘案しつつという文言があるわけでありまして。先ほどの管理課長の話でも、公聴会を行ったときには、経営事情云々の質問というか、そういうお話が公聴会で出たということをお聞きしております。今年イカが八戸沖で獲れなかったことに対しては、水産業者あるいは水産加工業者が、経営上も非常に大変だった。強いて言えば、それが消費者、国民にもはね返ってくるということでもあります。ですから、ABC を信頼しないというわけではありませんけれども、TAC 導入時に漁業者が心配したことは、だんだん減らされていくのではないかと。TAC の数量が設定されたら、それが獲れなければまた翌年減る。それでどんどん減っていくのではないかと。実際は、そういうことではなくて、増える場合もあることは事実でありますけれども、そういう問題でありますので、この経営の事情を勘案しつつということに関して、3割も減らすということに関しては、水産庁の方ではどのように考えているのか。余りにも急激に、例えそれが獲れる獲れないかは別にしても、急激に減らしすぎなのではないかということで、漁業者ばかりではなくて、全体が困るのではないかなと思うわけですが、それに対して、公聴会でもそういう意見が出たということですので、どういうふうにかえ、どういうふうにお話しされているかお願いしたいと思います。

○管理課長 今の漁業経営等のお話でございます。公聴会の意見の中では、基本的に、TAC のもとになります ABC に関しまして、減ったということは残念であるが、その資源評価結果の ABC は受け入れるということで御意見があったと考えています。今回、3割減っているということでございますが、実はこの漁獲の実績、直近の実績等を見たときに、必ずしも完全に消化されているわけではないという実態でございます。ただ、一部漁業においては、かなりの部分が消化されておりまして、3割減が漁獲に影響してくるという可能性は否定はいたしておりません。ただし一方で、そういった漁業におきましても、他の魚種等におきまして、相当程度 TAC が増えている。例えば、鈴木委員のまき網漁業におきましては、サバ、それからマイワシ等におきまして増えていると。ではトータルとして考えたときにどうかということも、総合的には私どもとしては判断させていただいているということでございます。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木徳穂委員 くどくなりますけれども、漁獲がなかったということは、異常水温があったということをお認めいただいて、もし来年水温が戻ればイカも獲れるようになるということをお聞きの中に入れておいてもらいたいと思います。

以上です。

○管理課長 今、漁場資源課長もおりますが、要は、そういった御意見、様々ございます。そういったものを資源評価の今後の活動等に活かしていくことだと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○山川分科会長 では、資源評価につきましては、スルメイカでは暦年の TAC が 4 月からというような見直しの提案もなされているというところがございますので、もし 4 月からということになれば、資源評価も現状よりは実態に即したような、そういう形でやっていただけるのではないかとということもございますし、先ほど、漁場環境による漁場形成の問題とかの御指摘もございましたので、そういう点も勘案していただきながら、より現場の実態に即した評価をしてくださいということで、水産庁に要望させていただくということによろしいでしょうか。

あと、スルメイカの TAC につきましては、先ほども御説明ありましたように、来年の 2 月にスルメイカの管理期間の変更のことも含めまして、また改めて 4 月以降の TAC についてもまたここで御議論させていただくということで御理解いただければと思えますけれども、いかがでしょうか。

はい、大久保委員。

○大久保特別委員 私は、小型いか釣りの大久保ですけれども、漁業も昭和 40 年から今日までいか釣りをしております。その中で、小型いか釣り船は、中型も一緒ですけれども、終年いか釣りだけをしております。それだけで 6 万 3,900 トンというのは少ないですけれども、減っているのは、我々が一番痛感してわかっております。そういう中で、特にこの数年前から、北海道から冷水が大和堆周辺から韓国寄りに寄って、以前は日本の近海を伝って九州まで流れてきておりましたけれども、それが海流のことでスルメイカが韓国寄りに行ってしまうと、韓国の西から対馬海峡に産卵に入ってくるのです。そのイカが随分韓国、中国領土で水揚げされて、国内でこういう TAC を決めるのは大いに結構ですけれども、韓国、中国も一緒に TAC をできないでしょうか。特に、対馬海峡に産卵に来るイカがすごく減っているような感じがするのです。

そして、最近では、イカが固まっています。以前は、日本海、ソ連の 200 海里から大和堆周辺までずっと、どこをやってもイカはおりました。ただ、濃いか薄いかだけでした。しかし、今は冷水と一緒に流れてきて、イカが固まっています。獲れないところは全く獲れないという状況で、すごくイカが減少しているのがはっきりわかる。獲れるところはすごく獲れるし、そういう状況の中で、TAC30%削減するのに対しては、私たちは 1 年魚ですから、できれば賛成しますけれども、しかし、日本国内だけではなくて、韓国の方がすごく沖底、まき網、そして中国は今イカ釣り漁業をどんどん始めて、遠浅のイカ釣りはもう間に合わないぐらい中国船が増えております。38 度線以上はイカ釣り漁船は 1 隻もいなかったけれども、来年からは 38 度線のところにどんどんとめてしまうのではないかと懸念しております。その点、水産庁も韓国と中国とも話をして、海はつながっており

ますので、それで特に近年は韓国から経由で対馬海峡に入ってきておりますので、ぜひこのところをお願いいたします。

○山川分科会長 韓国、中国のことにつきまして、何かコメントございますか。

○管理課長 まさにおっしゃるとおり、この中期基本方針の中でも記述しておりますように、私どもとしても中国、それから韓国の漁獲ということについては注視していく必要がありますし、将来的な課題として、今大久保委員からあったことにつきましては受けとめさせていただきたいと思えます。ただ、なかなかこの解決は難しい問題がございます。ただ、そういった問題があるということは常に認識しながら対応していきたいと考えております。

○山川分科会長 野村委員。

○野村特別委員 先ほどの谷地委員の発言ですけれども、3割減に非常に不満な様子でしたけれども、漁業というのは、いろいろな環境に左右されて水揚げ量が少なくなる、そういうことも含めて、TAC が減ったということで非常に不安感を持っていらっしゃるのではないかと。ただ、爆発的に獲れる状況が見えた場合には、すぐにTACの前倒しをやりますよということを、担保してほしいのではないかと。そこら辺は検討してあげてもいいのではないかと私は思います。

以上です。

○山川分科会長 何かコメントございますか。

○管理課長 御意見として承りますし、また、資源評価等が適時適切に行えるように、水産庁としても独立行政法人とともにやっていきたいと思っております。

○山川分科会長 本間委員。

○本間特別委員 北海道機船連の本間です。初めて発言させていただきます。よろしく申し上げます。

まず、スルメイカのTACの管理期間を4月～3月までと変更することに対しては、要望を出してきた底びき業界としては感謝申し上げたいと思えます。ありがとうございました。先ほども話が出ておりますけれども、スルメイカは単年性の資源で、資源評価を正確に行うのは非常に難しいということは十分わかってはいるのですが、精度の向上になお一層努めていただきたいと思います。今年度の資源評価全体のABCに対しては、精度向上を強く望みたいと思えます。

また、日本のEEZのABCの算定方法には問題があると考えていますが、ABCの算定方法は、直近5カ年の外国船も含めた全ての漁獲量に対する日本EEZにおける漁獲量の平均が使われていますが、スルメイカについては、平成10年よりTAC制度のもとで漁獲が行われ、日本漁船はTACを遵守するために水揚げ量の削減や操業回数を減らすといった努力を重ねてきております。一方で、異なる規制のもとに操業している外国船が存在する状況下で、この漁獲量をもとに日本EEZのABCを算出する方法では、ABCが過少に計算される可能性があり、真面目にやっている日本船だけが締めつけを受けるということになりかねないの

ではないかと思えます。このような資源評価の問題があるので、4月～3月までのTACを設定するには、日本EEZのABCに固執せず、全体のABCの範囲内で柔軟なTAC設定をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。御意見として承ったということで、よろしいでしょうか。

はい、濱田委員。

○濱田特別委員 3割を削減する部分はABCがそのようになったというのがその根拠だと思います。ABCがなぜそのようになったかということについては、この分科会に至るまでに、調整対象となる関係者に十分御説明されているかとは思いますが、ここではそういう話が全くないので、その点をぜひお聞かせいただきたく思います。

それと、スルメイカの主漁場は、日本海、東北、北海道の太平洋沖合ということなのですが、今年はおホーツクの夜の海が随分と明るかったと伺っています。オホーツク海にイカ釣り漁船の漁場が形成されたということです。このように漁場形成がこれまでと大きく異なっている、ということが前提となって、ABCが算定されているのかどうかということも、もしわかれば教えていただきたく思います。

○山川分科会長 これは中津漁場資源課長でしょうか。

○漁場資源課長 きょうは、御用意しました資料は2-10しかございませんで、それ以外の算定にいったところの資料は、全国評価会議等、そういうところでお示しをして御意見を賜ったところでありまして、今日はちょっと用意をしておりませんので、どういたしましょうか。後ほど、また別の機会にでも御説明をさせていただければと思えますが。

○濱田特別委員 要するに、ここで皆さんが了解するには、結局そこに尽きるのかなというところがありましたので、あえて言わせていただきました。すでに調整がされているということですから、異論はないのですけれども、どうも、すっきりとしていない「部分」があるように思えます。

○山川分科会長 では、次回はABC算定の根拠とか、そういったところまで御説明いただけるような資料も御用意いただけるとありがたいと思えますので、よろしくお願いします。

○濱田特別委員 すみません。では、外国の方、北朝鮮海域に中国のイカ釣り漁船がかなり入っていて、韓国政府が困っているという話を随分前から聞いていたのですが、そういったところはABCに反映されているのかどうかということもぜひ教えていただきたい。

○山川分科会長 それにつきましては、よろしいでしょうか。

○漁場資源課長 確認しまして、中国の漁獲量については、実ははっきりわかっておりませんで、それについては算定に使うことはできないと。実はそれについては、今後向上しようということで、今事業の見直しを図っているところでありまして、これには残念ながらまだ入っておりません。

○濱田特別委員 これぐらい減るとなると、今まで漁業者が乱獲していたのではないかと、ということがひとり歩きする可能性もないわけではないので、ぜひこういったところでは、

ただ減らすというだけでなく、その原因も示して頂ければと思います。今日はいろいろ意見が出たから多分マスコミ関係者もわかると思いますけれども、こういう場合はやはりABCが抑え込まれた根拠を説明資料として出して頂くよう、要望させていただきます。

○山川分科会長 では、次回そういった御説明をいただけるようによろしく願いいたします。

ではほかに、マアジ、マイワシも含めまして、26年TACの設定につきまして、何かございますでしょうか。

では、御意見等ございませんでしたら、先ほどのスルメイカの管理期間の変更につきまして、御意見をよろしく願いしたいと思っております。本件につきましては、変更後のTACの数量も含めまして、先ほども御説明ありましたけれども、来年2月に御議論の上決定いたしますので、今回は管理期間を変更することにつきまして、特段の御意見がもしございましたら、よろしく願いしたいと思っております。

それでは、スルメイカの管理期間の変更及び変更後のTACの設定につきましては、何回も申すようですけれども、来年2月に改めて御議論いただくこととしまして、マアジ、マイワシ、スルメイカの26年漁期TACの設定につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

続きまして、継続検討となっておりますTAC対象魚種の拡大に関する検討につきまして、事務局から御報告をよろしく願いいたします。

○管理課長 それでは、2-8-1という資料をご覧ください。

水産基本計画におきましては、TAC設定の対象魚種の追加について検討すると明記されております。昨年11月の本資源管理分科会におきましても、TAC魚種に次いで漁獲量の多いカタクチイワシ、ホッケ、ブリ、ウルメイワシ及びマダラの5魚種について、検討状況を御報告させていただき、TAC対象魚種としての追加は見送るが、今後も継続して検討することとさせていただきます。

その後、これらの魚種がいずれも都道府県をまたがり、広域に分布する重要魚種であることを踏まえまして、全国に3つ設定されております広域漁業調整委員会、こうした場を活用しながら、今後の資源管理のあり方について検討を行って参りました。それぞれの広域漁業調整委員会では、カタクチイワシ及びブリ、この2魚種につきまして、本年2月から3月及び11月、この2回に分けて御議論いただきました。11月の広調委の資料につきましては、今の資料の後ろに2-8-2、2-8-3とございます。本日は、御説明は特にいたしません、こういった形で御議論をさせていただきました。

こうした広調委での議論では、資料2-8-1にございますように、国として資源管理を総合的に取り組む必要があるのではないかと。海洋環境の変動による資源状況を注視しつつ、悪化に備えてしっかりと準備すべきではないかと。国として前向きに資源管理を行うべ

き、こうした意見がございました。一方で、両魚種とも稚魚から成魚まで様々なサイズを利用している。また、都道府県が管理する漁業による漁獲割合が極めて高い。特に、カタクチイワシにおいては、シラスが漁獲対象となっていることや、ブリについては、先ほどイカでもございました数量管理の問題等がございます定置による漁獲比率が極めて高いというような特徴がございます。こういった特徴を踏まえて、管理方策を検討することが必要であるという御意見がございました。

また、ホッケにつきましては、近年北海道道北系群の資源状況が極めて減少ということで悪化しております。漁獲のほとんどが北海道に由来する魚種ということでございますので、昨年からは北海道庁、北海道の試験研究機関及び関係漁業者、さらに水産庁の北海道漁業調整事務所も参加いたしまして、議論が重ねられまして、既に漁獲努力量の大幅な削減に取り組んでおります。まずは、こうした取組の状況をしっかりと見守っていく必要があるのではないかと考えております。

そのほか、ウルメイワシ、マダラにつきましては、漁獲される地域が比較的限定されているということを踏まえまして、先ほどのカタクチイワシなどの広域漁業調整委員会における検討状況等も参考にしながら、関係者間において資源の管理のあり方について検討を進めていくことが必要ではないかと考えております。

ただいま御説明しましたとおり、これら5魚種につきましては、TAC 対象魚種とすることの妥当性を含めまして、それぞれの資源管理の取組をどのように進めていくべきかということを検討していこうとしておりますが、これらの魚種につきましては、平成23年度から導入しました、国が定めます資源管理指針の中に、今後の基本的な取組の方針を記載したいと考えています。新たな管理指針の内容につきましては、後ほどの審議事項の中で御検討いただければと考えています。

このような状況を踏まえまして、事務局といたしましては、現時点で直ちにTACに追加すべき魚種はないと考えており、したがって、基本計画の中にも新たなTAC魚種の設定に関する記述は特段ございません。しかしながら、先ほど申し上げましたように、広域に分布するこれら重要魚種の資源動向や、資源管理の検討状況につきましては、今後とも資源管理分科会に報告し、御意見を賜りたいと考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。この件につきまして、何か御質問、御意見等ありましたらよろしくお願いたします。

はい、長元委員。

○長元特別委員 今、ブリの資源についてということで、いずれかはTACということなのですけれども、私も養殖の関係なのですけれども、特に天然物の漁獲が豊漁で魚価が低迷していて、このままだったら恐らく養殖漁業は日本からもう消えるのではないかというぐらい大変厳しい状況の中で、特に天然物の資源というのが、ブリはどこまであるのかとい

うことを、もしわかっていたら教えてほしいのですけれども、今後どのような方向でいくのですか。

○管理課長 実は、ブリの資源につきましては、資料2-8-3で若干記載させていただいております。「資源評価の更新②」というところがございますが、25年の資源評価においても、前年と同じく「高位・増加」という極めて良好な資源状況があるということです。見ていただくとわかりますように、年々漁獲量、資源量も増えてきているという状況でございます。こういった状況も踏まえながら今後どのような管理が必要か。数量による管理が全てということではございません。管理というのはさまざまな形があると思います。そういった意味で、関係者の御議論をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

では、特に御発言ありませんでしたら、TAC対象魚種の追加の件につきましては、事務局の御説明にもありましたとおり、今後も定期的に御報告をいただきながら検討していきたいということにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

はい、野村委員。

○野村特別委員 いろいろな魚をTACに指定するのはいいのですけれども、そういうことによって漁業者が疲弊することのないように、それだけは十分に注意してほしいと思います。よろしく願いします。

○山川分科会長 また、そういった御意見もいただきながら、今後御議論を続けていければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは最後に、26年TAEの設定の説明をよろしく願いいたします。

○管理課長 続きまして、漁獲努力可能量、いわゆるTAEに関する説明をさせていただきます。資料2-9でございます。

1ページ目をご覧ください。このTAE制度は、TAC制度と同じく海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に規定された漁獲努力量の総量管理制でございます。管理に関する手続はTAC制度と同様でございます。資源ごとに漁獲努力量の総量の上限を基本計画に定めております。また、このTAEは採捕行為そのもの規制するものですので、対象魚種以外の漁獲も実質制限されることから、期間や海域を定めて管理することとしております。TAEで管理する漁獲努力量は、統一的に操業隻数と操業日数の積である操業隻日数で管理することとしております。漁獲努力可能量の設定は、資源状況を踏まえて、資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に、減船、休漁、保護区の設定などの漁獲努力量削減措置が行われる場合に、その効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために行うこととなります。従前は、資源回復計画と連動して運用してまいりました。この資源回復計画の取組は、23年度から導入された資源管理収入安定対策のもとでも基本的に継続されております。現在、TAEを設定しているのは8魚種でございますが、引き続きこの8魚種についてTAE

を設定するというものでございます。なお、平成 26 年の TAE につきましては、25 年と同じ内容となっております。変更点はございません。

以上で説明を終わります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。では、御発言がなければ、26 年漁期 TAE の設定につきましては、原案どおり承認させていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

以上、諮問第 234 号につきましては、その内容として複数の案件が含まれておりますので、一つ一つ御議論いただいたところでございますけれども、改めて諮問 234 号全体に關しまして、特に追加の御意見がありますでしょうか。

特にないようでしたら、原案どおり承認いたしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、そのように決定いたします。

それでは、諮問第 234 号につきまして、確認のために答申書を読み上げさせていただきますとともに、この答申書を香川増殖推進部長にお渡しいたします。

答 申 書

25 水審第 17 号
平成 25 年 11 月 27 日

農林水産大臣 林 芳正 殿

水産政策審議会

会 長 山下 東子

平成 25 年 11 月 27 日に開催された水産政策審議会第 63 回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 234 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

(分科会長から増殖推進部長へ答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして審議事項に入ります。

審議事項の「資源管理指針の一部改正について」、事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 それでは、資源管理指針の改正につきまして、御説明させていただきます。資料3-1をご覧ください。「我が国の海洋生物資源の資源管理指針の一部改正の概要」という資料でございます。資源管理指針につきましては、既に御承知のように、国の今後の資源のあり方の基本方針として、資源管理の方針及びこれを踏まえた魚種、あるいは漁業種類ごとの具体的な管理方策を策定するものでございます。

今回の改正点、今見ていただいている資料の上段にございます1点目ですが、「我が国周辺の水産資源に関する資源評価の更新」でございます。これにつきましては、先ほど御審議いただきました基本計画と同様に、現在の資源の状況をそれぞれ反映した内容となっております。

次に、改正の2点目でございます。「『平成23年漁業・養殖業統計年報』による各漁業種類の漁獲量の更新」ということでございます。これにつきましても、新しいデータが出ておりますので、そのデータを1年分更新しているというところでございます。

この内容につきましては、資料3-2をお手元に御用意していただきたいのですが、資源管理指針の変更部分全体の新旧対照表でございます。変更部分にはアンダーラインを引いておりますが、今申し上げました1点目の資源評価の更新につきましては、1枚めくっていただきますと、3ページ目に、例えばサンマの記載がございますけれども、現在の資源動向が更新され、また漁獲量データにつきましても1年分の更新がなされているというところで反映をしている部分でございます。

続きまして、また資料3-1にお戻りください。次に、具体的な「資源管理目標等の変更・追加」について御説明いたします。変更前、変更後、変更理由ということで、以下表に整理をしてございます。まず1点目が、魚種別資源管理の目標の変更でございます。1点目、マアジ太平洋系群につきましては、資源水準が中位から低位となったことから、漁獲動向に注意しつつ、必要に応じて関係者間で検討を行うという記載をつけ加えてございます。また、マサバ太平洋系群につきましては、資源水準が低位から中位となったということ踏まえまして、記載のとおり変更を加えるというところでございます。特にマサバ太平洋系群につきましては、現在の資源水準が安定的な再生産の維持に必要な親魚量45万トンをおおきく上回る水準であるということから、今後の加入動向に十分留意をするというところをつけ加えて記載をしてございます。

次に、1枚めくっていただきまして、2ページ目をお願いいたします。太平洋クロマグロについてでございます。その他資源管理のために取り組む事項として2カ所変更がございます。まず1点目につきましては、動力漁船を使用してクロマグロを獲ることを目的とする引き縄等の漁業につきまして、これまで広域漁業調整委員会の届出制ということにし

てまいりましたが、先般行われた3海域の広域漁業調整委員会で、これを承認制に移行することが了承されております。それに伴いまして、資源管理指針の記載も変更したという部分でございます。

次に、中ほどクロマグロ養殖についてでございます。クロマグロ養殖につきましても、昨年10月に農林水産大臣の指示によりまして、天然種苗の増大を防ぐために、原則として天然種苗の活込尾数の増加を前提として養殖漁場の新設、あるいは生け簀の数や規模の拡大が行われないうように管理していくということが既に行われておりますので、これについても書き加えた部分でございます。

次に、下段に「その他の広域魚種について」ということで記載を追加したいという変更案でございます。先ほど、資料2-8で御説明いたしました、ブリ、カタクチ等の広域重要魚種、5魚種につきまして、今後資源管理に関する基本的な取組、方針を追加したいということでございます。

カタクチイワシ、ブリ、ウルメイワシ、マダラにつきましては、それぞれ魚種別に資源状況と漁獲の情報を順次記載をしております。3ページ目をご覧ください。ブリ、ウルメイワシ、マダラとそれぞれ記載をし、中ほど4段落目からですが、これらの魚種につきましては、資源状況はおおむね安定しておりますが、海洋環境の変化が資源の分布や漁獲の動向に影響するという、海洋環境や漁獲の動向をモニタリングした上で、各地域におけます漁業管理機関の情報を共有しつつ、各地域における関係者間の協議、あるいは広域漁業調整委員会の場などを通じて、資源管理のあり方について検討する必要があるという記載でございます。先ほど御説明申し上げたところを資源管理指針のところに以上のようにつけ加えたいということでございます。

また、ホッケにつきましては、先ほど御説明しましたとおり、資源状況が非常に悪化をしているということで、一番最後の下から4行目ぐらいですが、特にホッケ資源の大半を占める道北系群については、漁獲量、漁獲努力量を大幅に削減するなどの強度の資源管理に取り組む必要があるということで整理をしております。

次に、4ページをご覧ください。こちらは、漁業種類別の資源管理につきまして、資源管理措置の内容の変更でございます。中ほどにございますが、大中型まき網漁業につきましては、太平洋における太平洋クロマグロの未成魚の漁獲上限量を設定するという管理強化を行うことに伴いまして、記載を追加してございます。

次に、5ページをご覧ください。こちらは同様の管理措置で、沖合底びき網漁業についてでございます。先ほど御説明しましたホッケの資源管理につきまして、ホッケに関する自主的な資源管理措置を追加してございます。漁獲量上限の設定等の措置に取り組む必要があるということで、北海道のオホーツク海地区及び下段になりますが、北海道日本海地区の沖合底びき網漁業の取組として追加をしております。

最後に、6ページをご覧ください。こちらは、資源管理指針の一番最後になります「第3 その他」の部分でございます。今回、その他の項目に、資源管理の取組としまして、

水産基本計画に記載をしておりますとおり、地域において実施体制が整った場合には、個別割当についても利用を推進することとしております。今後、これらの取組の利用、推進ということを確認するために、こちらにこの部分を追加したいということでございます。内容的には、公的な試験研究機関が設定する科学的知見に基く漁獲量上限を基にして、漁業者団体の自主的な取組として、年間または漁期ごとの漁獲量を漁業者等に割当てとして配分、ここが個別割当ということでございますが、全体漁獲量を管理することで十分な効果があると判断された場合には、個別割当を活用した強度の資源管理に取り組むことが重要であるということでございまして、ここを新たに追加をしたいということでございます。

今申し上げましたところも含めまして、資料3-2には変更部分、新旧対照表ということで整理をさせていただいておりますし、また資料3-3では、それを反映した全体版ということで御用意をしておりますので、こちらの方は後ほど御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

加澤委員。

○加澤特別委員 今の説明のほかにも、また別のことも関わってくるのですが、我々サンマ漁業者にとって近々の課題、大きな問題があるものですから、皆さんにお聞きいただきたいということです。要は、今サンマ漁をやっているのですが、終盤戦に近づきまして、漁獲量が前年対比7割ぐらいの状況で続いています。確かにここに書いてあるとおり、その年によって多少の増減はありますが、私から見た場合には、震災前の平成20年～21年ぐらいからサンマの漁獲量がダウントレンドに入ってきたということで、学者の調査とは別として、我々漁業者の立場から、実際携わっている我々の見識からしますと、水温とか何かの要因もあると思います。それもあるのですが、明らかに昨今、中国船、台湾船、特に台湾船が、我々漁期以前、5月～6月からの公海上の操業がかなり大きな影響を及ぼしているのではないかと。加えて、震災後、原発事故が起きまして、今でもそうなのですが、我々のサンマ、ほかの魚種もそうなのですが、震災前には20万トン近く輸出が伸びていたものが、一瞬にして吹っ飛んでしまったわけです。これはいまだに回復していません。一番の行き先のロシア、あと韓国、そのほか東南アジア、いまだに厳しい状態が続いている。

逆に、これをいいチャンスとばかりに増やしているのが台湾、並びに、今中国あたりで、我々の数倍の船、我々は199トンで規制されているのですが、聞いたところによると1,000トン近い船をどんどん造ってサンマを獲ろうとしている。彼らは既知として漁獲管理もしていないような話で、現在も漁場は、常磐沖と、日本海域と公海のすれすれの152度～153度あたりのところで、もちろん常磐沖には外国船は入ってこれないですが、公海上で大きな船が、うちの船頭とか福島船頭あたりに聞くと、100隻以上レーダーに映って毎日やっ

ている。今、常磐沖でやっているのですが、彼らが言うには、やはりこの群れが昔と比べて漁獲が非常に薄いです。減っています。ですから、そんな中でかなり大きな部分がある。これから NPFC ですか、公海上の条約等、各国の大きな取り決めとかをやっていくのですが、私はこの状況から、サンマというのは、もともと我々日本が一番伝統のある、世界で一番名立たる、築いてきた漁業、そして来遊はもともと公海から来る魚ですので、世界的な資源保護の立場からこれをきちっと管理していただきたい。これが一つの大きな要望です。

もう1つが、やはりこれだけ積み上げてきた輸出、いまだにゼロの状態です。これを何とか解禁するよう強くお願いしたい。この間も、福島には東京電力が、常磐を始め来ていまして、福島に対して、今、原発事故後の漏水の安全対策の説明、いろいろ話しているのですが、私が彼らに言っているのは、我々にするばかりではなくて、それだけ信憑性があるのなら、言われなき風評被害でこういう状況になっているのだから、もっと外に向けた動きをしてほしいということを強くお願いしております。

何とぞこの2点、我々の業界に本当にかかわることですので、この場を借りてよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 まずサンマの公海の資源の管理につきまして、状況等ございましたらよろしくお願いいたします。

○管理課長 ただいま、公海における中国漁船等の操業の問題、それから震災における輸出の問題、2点ございました。

前半についてでございますが、御承知のように NPFC が早期に機能するということが、私どもとしては一番重要なことではないかと思っています。今ほど、加澤委員の方からございましたように、実は今回の資源評価の中でも、日本水域での ABC を算定しておりますが、近年の傾向からしますと、約5割近くが外国ということがございます。かつては9割とか8割が日本だということですが、非常にこの比重が落ちてきている。逆に言うと、公海の操業が伸びてきているというのは、各種の統計資料からも明らかな状況でございます。そういったことは、私どもも非常に危機感が強いということから、公海の問題でございますので、やはり地域漁業機関の中でしっかり管理していくことが重要だということで、サンマを含めまして、今後どのようにそれを管理していくかということにつきましては、関係漁業者の皆様の御意見も踏まえながら、関係国とともにしっかりと協議していきたいと思っております。

ただ、この条約、まだできたばかりでございます。これからまさに組織を入れて魂を入れていくという段階でございます。なかなか思うように進まない部分があるかもしれませんが、水産庁としましても全力を尽くして頑張っていきたいと思っておりますので、御理解いただき、また御協力をお願いいたします。

○山川分科会長 あと輸出の関係につきましては。

○管理課長 増殖推進部長がまさに韓国等に行きまして、申し入れをさせていただきました。なかなかそういった中での進展が見られないというのは、非常に残念でございますが、

引き続き水産庁、また関係省庁とも連携しながらこの問題を解決するように努力していきたいと思えます。この要望があったということについては、上の方にもしつかり伝えて、今後とも政府として努力していきたいと考えております。

○加澤特別委員 ぜひともよろしく願いいたします。

○山川分科会長 ほかに。

はい、山下委員。

○山下委員 ありがとうございます。

今回の資源管理指針の一部改正は重要な、あるいは新しいことが幾つか含まれていると思えます。1つ意見と、それから2つ質問をさせていただきたいと思えます。

意見としましては、先ほど TAC 対象魚種として、カタクチイワシ等、今回は TAC 対象にはしないけれども、資源管理指針には含めるというお話がございまして、そのとおりに資料 3-1 には書き込まれているということで、これは評価したいと思えます。日本でたくさん獲れる魚種から並べていくと、現在のところカタクチイワシは2位でございますので、これについて措置を何も書かれていないということは、国際的に見て何も措置をしていないと取られかねないわけです。ですから、こういう国の文書の中にきちんとやっているのだということが書かれることは、対外的にも非常に大事なことだと思えます。

その関連で質問がありますけれども、5 ページに「ホッケについても、例えば漁獲量上限の設定等の措置に取り組む必要がある。」ということが2回ほど出てくるのですけれども、漁獲量上限というのは、いわゆる TAC でございまして、そうするとホッケの場合には地域 TAC というのでしょうか、北海道 TAC というようなものをつくるということか、既にあるもののおしやっているのか、これから北海道 TAC をつくるのかというのが質問です。

それからもう1つは、一番最後のページなのですけれども、6 ページに、個別割当の話が出てきます。これは、TAC があって初めて個別割当というのは導入できるものだとして理解しておりますけれども、なぜ今回書かれるのか。基本計画が2012年3月に発表されております。閣議決定されておりますので、直近ですと昨年でありますけれども、なぜ今回これを書き加えたのかという理由というのでしょうか、基本計画に書かれたからすぐというのであれば、例えば去年であったはずですが、そうではなくてなぜ今年か。なぜ来年ではないのかという理由です。なぜ今回かということをお尋ねしたいと思えます。

○山川分科会長 熊谷管理課長。

○管理課長 まず2点目、なぜ今年かということでございます。実は、私ども先ほど言いました基本計画を踏まえまして、資源管理収入安定対策に基づきます資源管理指針、資源管理計画という資源管理の新しい取組を23年度から始めさせていただいております。そして、この計画の実施状況につきましては、計画数のみならず、計画の内容等についても、私どもとして分析し、その効果等について一部公表等しているところでございます。そうした中におきまして、この IQ、各地域で取り組まれております個別の割当につきましてはの

さまざまな面での効果ということも、その中で報告がまとまってきました。そういったことも踏まえまして、一般論として言うのではなくて、具体的にそういった説明すべき材料等も一定程度集まってきたということがございましたので、今回このような記述をさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

もう1点の方のホッケでございますが、これは先ほど申し上げましたように、北海道の中で関係者間において一定の合意がなされまして、資源管理に一斉に取り組んでいるところでございます。そういった中で、それぞれの団体がどう取り組むかということを決めております。その中で、底びきの団体としましては、数量を一定程度決めて、この中で操業しようということでございます。一方で、資源管理漁業の中ではなかなかそういった取組が難しい、これは底建て等もございますので難しいということから、これは漁獲努力量、操業日数等でやろうということでございまして、これは既に取組は昨年からは開始されたということを踏まえまして、記述を追加させていただいたということでございます。

なお、先ほど委員からございましたように、基本的にはTACがあつてIQだというのが私どものこのTAC法制度の中ではそういうことでございますが、あくまでも全てではなくて地域においても一定の総量を決めて、その中で割り振るとした場合についても、個別割当というような処置を講じられたとして認知していこうということでございます。ほとんどの場合が、広域にわたる、TACが定められている地域における、何と言いますか、そういった総量が決められて、その中で個別に割り当てられているということで、法律とは必ずしも一致しない考えでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

三木委員。

○三木委員 初めまして、水産大学校の三木と申します。

今、山下委員が最後の方でおっしゃっていた6ページ目の個別割当の部分に関してなのですが、これはここに入ったというのは、いろいろな意味で非常に大きいワンステップだと思います。この文言の中で、地域において実施体制が整った場合とか、あくまで自主的な取組という文言が入っているとは思いますが、なじむもの、なじまないものがあるかと思えます。ですから、先ほどもTACがあつてIQという話でしたけれども、ややもすると、漁業者の経営が大変になるのではないかとこの危惧を私持っています。現時点でこの個別割当を導入しているところの評価及び取組もうとしている動きがあったら教えていただきたいと思えます。

○山川分科会長 熊谷課長。

○管理課長 評価ということでございますが、1つの例でございますが、島根県の隠岐の島でエッチュウバイのIQと言いますか、個別割当をやっている例がございます。これにおきましては、数量は制限されるとともに、航海数等も制限しております。結果的に、CPUEが上がりまして、航海数が制限されているということもありまして、逆に操業経費が下が

っているというような経済的なメリットも見られています。その中で、漁獲量は一定水準を従来どおり確保できたというようなことをごさいますので、そういったものを参考としながら、今後こういったものを進めていきたいということをごさいます。

地域において実施体制が整った場合というのは、まさにこれは基本計画の考え方をそのまま踏襲したものでございまして、現時点で法律に基づきます公的な形で行っておりますのは、大西洋クロマグロ、それからミナミマグロ、ベニズワイガニ、この3魚種については、公的なIQという形を、個別割当をしておりますが、それらの魚種については、混獲がないとか、それから水揚げ港が非常に限定されているとか、幾つの特徴がございまして、そういったことをやっておりますが、それに匹敵するものは、現時点ではなかなか見当たらないと考えております。ただ、地域においてはそれに類するものはさまざまな場面であると思っておりますので、そういったものを推奨していきたいと考えております。具体的な例につきましては、また今後いろいろと調べた上で、関係者には公表していきたいと思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 では、佐矢委員。

○佐矢特別委員 日本遠旋組合の佐矢です。

今回の管理指針の改定に異議はございません。ただ、東シナ海及び日本海の資源管理に対策を進めていく上で、大久保委員が申し上げたとおり、外国漁船との関係は切っても切れない問題だと思えます。資源と漁場を供用しているにもかかわらず、資源管理の考え方が全然違う。そして、操業違反、それから操業妨害等がある外国漁業に対して、日本だけが強度の資源管理を行うということは、結局外国漁業を利するだけになるのではないかと懸念をいたしております。できれば、暫定水域の問題、それから外国漁業との資源管理をしっかりやっていただきたいと思えます。

それから、先ほど26年のマアジ、マイワシの説明の折に、関係国と協調しつつという形でお話ございましたけれども、この管理指針の中には、そういう外国との協調するような記述が何もないので、今後はその部分についても、我が国の姿勢としての表明をお書きいただければと思えます。

以上でございます。

○山川分科会長 外国との関係につきまして、熊谷管理課長。

○管理課長 今ほど、佐矢委員からございました点については、現実にはさまざまなことが現場では起こっているということについては、御報告を受けておりますし、私どもの漁業取り締まりを担当する方としましても、しっかりと取り締まり等をしていきたいと思えます。ただし、御承知のように暫定措置水域なり、暫定水域という形で、中間水域さまざまな形で日韓、日中交渉の中で定められた中での対応しかできません。そういった海域では、今後どのように資源管理を進めていくかということにつきましては、漁業共同委員会、こ

ういった場等を活用しながらしっかりと対応していくと考えております。ただ、相手のあることをございます。その点については御理解、御協力をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 佐矢委員。

○佐矢特別委員 それでは、結局関係国との協調というのは、協定の範囲内という形になるのですか。

○管理課長 その点については、あくまでも協定がある限りは協定の範囲内ということが原則だと思ひます。ただし、協定というのは、共同委員会等においてさまざまな議論ができるという場でもございます。そういった中で、特に暫定措置水域におきます虎網問題につきましては、しっかりと管理をするようにと共同委員会の代表である宮原の方からも中国側に申し入れ、中国側もそういった方向で対応するというところで、具体的な行動を今起こしているところございます。なかなか一長一短に解決する問題ではないかもしれませんが、引き続き、私どもは努力していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○佐矢特別委員 よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 濱田委員。

○濱田特別委員 先ほどからの話で、国連海洋法条約を批准国が、隣国でも批准したにもかかわらず、TAC 魚種が重なっていなかったことの問題があると思ひます。もともとサバ類、マイワシ、マアジなどは韓国で TAC 対象魚種となっていたけれども、それ以外は重なっていませんでした。中国においては、TAC 魚種が 1 魚種もないというような状況です。つまり、日本の近海域は、国際上の資源管理状態は異常な状態になっているので、やはりここは国としては隣国に対して批准した以上の国際責任というものを強く追及していただきたいと思います。それが 1 点。

もう 1 つは、先ほどから出ている指針の 6 ページの IQ の話ですけれども、あくまで自主的な取組ということを強調していただきたいと思います。確かにホッキガイの例のような噴流式ケタ網の導入に伴って過剰漁獲にならないように、IQ 設定を行ったり、また総漁獲量をどうしても下げなければいけないときや、北まきさんのように、TAC の消化を超えてはならない局面で IQ の設定をやるとか、そういう手段としてこういうものを推奨するのは大変いいとは思ひますが、まかり間違っても、漁業調整規則の改定につながるような話にはならないようにしていただきたいと思います。自主的取組というのはあくまでも自主的に管理するわけであって、各県の漁業調整規則改定（漁業法第 65 条に基づく）にまで持っていくような、そういう話にはならない方がよいと思ひます。そのようなことになれば、罰則規定を設けて、モラルハザードのための洋上投棄とか、横流しとかのために監視コストが必要になり、行政コストや行政エネルギーを使わなくてはならなくなります。指針に載せるのはいいのですけれども、やはりそのような無駄が生じないように、かなり慎重に対応して

頂きたい。国としてこんなことを言っているから制度下するべきだ、というような議論にはならないようにすべきではないでしょうか。

どうも新潟県のエビの話を知っていたら、資源状態は高位で安定という中で、何で IQ が必要なのかというような話も現場で出ております。高圧的に上から IQ 制度をはめていくようなやり方は、当然、現場の方で反発も生みます。あくまで日本の漁業調整型の中での取組として、こういうものを認めていこうではないかという範囲で、水産庁としても発信していただきたいと思えます。

○管理課長 御意見承りました。私どもが現時点で想定いたします個別割当の実施形態といたしましては、資源管理計画、先ほど申し上げました漁業共済等の加入、積立プラスが前提になります、この資源管理計画の中で明記するというのが一つの条件と考えております。

もう1点が、同様に、各漁業者団体の中で行われております TAC の管理協定、こういった中でしっかりと取り組んでいくものだと理解しております。現時点でこういうふうに記載した趣旨としましては、以上のようなことでございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、資源管理指針の改正につきまして、事務局案のとおり改正するということにつきまして、承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

では続きまして、報告事項に入ります。事務局より報告を希望する事項が2点ございます。まず、報告事項①の「指定漁業の許可及び起業の認可の状況について」、事務局から御報告をよろしくお願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長の内海です。

それでは、資料4に基づき御報告をさせていただきます。「指定漁業の許可及び起業の認可の状況について」ということですが、これは漁業法第64条に基づき御報告をさせていただきますものであります。

1枚開いていただきまして、1ページ目に、平成24年10月1日、及び平成25年10月1日、1年における指定漁業11種類の許認可隻数について記載をしております。合計隻数1,672隻から1,632隻と、1年の間で40隻減少しております。この内訳は、自主廃業、あるいは起業の認可の失効等ということでありまして。

2ページ目から4ページ目までには、各漁業種類のトン数別に許認可隻数を整理しております。4ページの小型捕鯨業については、平成25年3月31日の許可の更新の際の許認可隻数と同じでございます。中型さけ・ます流し網漁業については、平成25年3月19日に許可の更新の際より2隻が起業の認可に基づく許可を受有した分、数字の移動がございました。

5 ページ目には、平成 23 年及び平成 24 年の漁業種類ごとの漁獲量を整理したものが載っております。指定漁業合計で 1 万 3,000 トンの増加となっております。これは大中型まき網漁業において、漁海況の変動により、カツオ及びサバ等の漁獲量が増加したこと等に起因するものであります。

この点の報告事項については、以上であります。

○山川分科会長 ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にございませんようでしたら、次の報告事項②の「漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について」、事務局から報告をよろしく願いいたします。

○漁業調整課長 それでは、これも同じく私の方から御報告させていただきます。

「漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について」ということであります。お手元の資料 5 をご覧ください。漁業構造改革総合対策事業、いわゆる「もうかる漁業」と総称しておりますけれども、この進捗状況についての報告であります。本事業につきましては、昨年の資源管理分科会においても報告を行ったところではありますが、19 年度の予算化以来、各地域の漁業者を中心に操業形態、流通販売の改革の実証事業を行っていただいております。

1 ページにありますように、10 月 25 日現在で 89 件の改革計画が認定されており、現在 34 件の実証の事業を行っております。

また、漁船漁業の震災復興対策に関する予算として、本事業の仕組みを活用した「がんばる漁業復興支援事業」というものも実施をしております。3 枚目に、その点の事業内容の整理をしておりますが、震災後の環境にも対応したより収益性の高い操業体制へ転換を目指すものでありまして、これらをあわせて漁船・漁業の構造改革を推進していくということで、事業実施をさせていただきます。

資料を 1 枚めくっていただきまして、4 枚目をご覧ください。大中型まき網漁業の合理化に向けた取組の進捗状況について御報告をさせていただきます。この取組では、従来 1 船団 4 隻から 6 隻の体制で操業していたものを、運搬船ですとか、探索船を削減し、これらの機能を有する網船を導入することにより、漁船導入費用の圧縮ですとか、燃油代、修繕費等のランニングコストを削減する一方で、ILO 基準に準拠した居住環境の整備や安全性の向上を図るというものであります。各地で実証事業が進行中であります。

1 枚めくっていただきまして、これは平成 23 年度から、北部太平洋海区を中心に実証事業を実施している第六十三惣賣丸による取組の状況であります。第六十三惣賣丸は、青森県八戸地区を根拠地として、5 月～9 月はカツオ、マグロを対象とした操業、その他の時期はサバ、イワシ等を対象とした操業を行っておりますが、上の表にありますとおり、今回の実証事業においては、従来型船団の 135 トン型の網船を 279 トンの漁獲物運搬機能つき網船に代船するとともに、運搬船 1 隻を削減して、4 隻体制から 3 隻体制で運航をして

おります。下の表は、第六十三惣寶丸の漁獲量を同じ海区で同様の操業を行う他船団と比較した表であります。実証事業期間において、他船団と比べてカツオ、マグロの漁獲量は平均 43.8%、サバ、イワシ等の漁獲量は平均 94.4%と、いずれも漁獲量は減少しております。なお、3年目のサバ、イワシ漁獲が他船団に比べて 137.7%となっておりますが、これは 20 年ぶりに北海道道東沖でサバの漁場形成が非常に濃密にでき、道東沖の許可を持たない他船団と比べて漁獲実績が高く出たためであります。

1 枚めくっていただきまして、次に、これも平成 23 年度から東海黄海地区で実証事業を実施している大栄丸船団による取組の状況であります。大栄丸船団は、長崎県を根拠地とし、東海黄海海区において、アジ、サバ等を主対象とした操業を行っておりますが、上の表にありますとおり、今回の実証事業においては、網船 2 隻のうち 1 隻については、199 トン型の第八十一大栄丸に代船し、もう 1 隻の第二十三大栄丸については、安全性確保のための工事を実施して、138 トンという形になっております。また、従来は各網船に対して 2 隻、計 4 隻の運搬船を利用しておりましたが、今回の実証事業においては、運搬船 3 隻を網船 2 隻による共同利用とし、運搬船 1 隻を削減しております。全体として 2 船団で、計 10 隻体制から 9 隻体制に転換を図っております。下の表が大栄丸船団の漁獲量を、同じように同じ海区で操業する他船団の漁獲量と比較したものであります。実証事業開始後、他船団と比べて漁獲量が 87.3%という形になっております。

以上のように、第六十三惣寶丸、第八十一大栄丸、第二十三大栄丸については、3 年間の実証事業の結果、構造改革の取組前と比べて、漁獲量が増大していないことが実証されていると考えており、昨年 3 月に本分科会で御了承いただいた平成 24 年指定漁業の許可等の一斉更新についての処理方針に沿って、昨年 7 月 27 日付で設定した「大中型まき網業の許可等に関する取扱方針」の規定に基づき、試験操業終了の終期にあわせて、本許可を行っていく方針としております。他方、以前から説明をしておりますとおり、今後ともこのような構造改革の取組は、透明性のある形で進め、沿岸漁業にも十分配慮しながら実施していく方針であります。また、海区によって操業実態が異なっていることや、この構造改革事業の認知度にもばらつきがあるのが現状ですので、特定の海区の実証結果を他の海区に自動的に適用するというようなことはせず、あくまで海区ごとにこういった検討を行っていくということとしております。なお、このような構造改革の取組につきましては、関係者の方々の御理解と御協力が不可欠であります。水産庁としましても、今後とも円滑な漁業の実施が可能となるよう努めてまいりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

報告については、以上であります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

特になければ、「その他」に移りたいと思います。何かございますでしょうか。

はい、高橋委員。

○高橋特別委員 漁船の海難事故の防止について意見と、若干要望を述べさせていただきたいと思います。水産庁が現在水産基本計画に基づいて、漁船の海難事故の防止については、積極的に努力しているということについて、感謝しています。漁船の海難事故は皆さんの努力にかかわらず、ことしに入って近海マグロ漁船の海難事故が多発をしております。特に大型商船との衝突事故によって、全損事故ないしは多くの皆さんが尊い生命を失うという悲惨な事故が多発している状況でございます。

労災事故の多発するような産業界に、果たして後継者が入ってくるのであろうかというような懸念をいたしております。やはりこのような事故のないような、より安全で無事に帰ってこられるような産業の構築が、私は必要なのだろーと思っております。特に、洋上において大型船から19トン程度の船の確認は非常に難しいという状況もあります。これらの小型船を中心に、いわゆるAISを設置をするなり、そういうものもちょっと考えていただきたいと思っております。

違反操業の摘発を目的としたVMSを設置するだけではなくて、それ以前に安全操業の確立ということから考えますと、補助でも結構ですし、支援でも結構でございます。そのようなことで一つ考えていただければなと思っております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。御意見として承ったということによろしいでしょうか。

ほかに、その他につきましてございますか。よろしいですか。

事務局から何かございますでしょうか。

○管理課長 次回の資源管理分科会でございますが、現在のところ来年2月に開催したいと思っております。何か緊急な必要が生じまして、それ以前に開催するということになる場合は、できるだけ早目に連絡させていただきたいと思っております。

いずれにしましても、日程につきましては、後日事務局から調整させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうも、御協力ありがとうございました。